

<トピックス2>

「21世紀初頭に求められる所得税改革の課題」

研究員 岡田 章昌（おかだ あきまさ）

E-mail:aokada@nli-research.co.jp Tel: (03) 3597-8536

1980年代以降、税制改革の世界的な潮流としては、民間の経済活力を引き出すことを主眼に、各種租税特別措置の整理・合理化による課税ベースの拡大や所得税の税率引下げ・累進構造の緩和等が図られてきている。経済活力を高めるための税制改革は今なお重要な政策課題であり、2000年7月にはドイツで税制改革法が成立し、個人所得税の最高税率が51%から42%へ段階的に引き下げられることが決定された。また、フランスやイタリアでもこれに追随する動きがみられる。

わが国においても、少子・高齢化や経済活動の国際化など経済社会の構造変化に対応しつつ経済活力を高めていくことが重要な課題である。本格的に景気が回復するのを待って、これまで先送りにされてきた税制改革の課題に着手することが急務といえる。

わが国におけるこれまでの税制改革と国際比較でみた所得税制の現状

わが国においては、1987～88年および94年に2度の税制改革が行われ、さらに99年度税制改正により所得税の税率構造の見直しが実施されている。これら一連の税制改革等により、所得税の最高税率は86年の70%から37%へ引き下げられ、税率については国際的に遜色のない改革が実現されている。

図1により所得税の税率について国際比較を行うと、わが国の税率構造はアメリカ・イギリスと類似しており、税率の引き下げに関してはドイツ・フランスに先行しているといえる。

一方、2度の税制改革における課税ベース見直しの重点が消費税の導入およびその拡充に置かれてきたため、所得税の課税ベースについては抜本的な見直しは行われてきていない。む

しろ、所得税において高まっていた重税感の解消を目的に、配偶者特別控除の創設、基礎控除、扶養控除等の引き上げなどがなされ、課税ベースは狭められてきた。さらに、90年代後半には景気刺激策として控除の拡充が図られたこともあり、所得税負担が免除される給与収入の限度額である課税最低限は引き上げられ続けた。

図1. 国際比較でみた所得税の税率

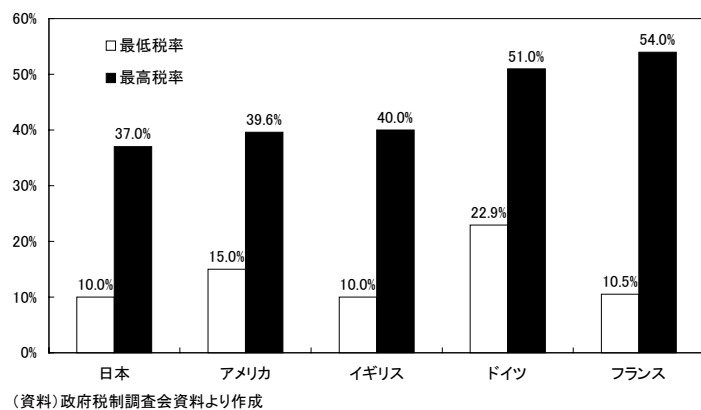


図2により課税最低限の水準について国際比較を行うと、わが国の課税最低限はアメリカ・イギリスより高いが、ドイツとはほぼ同水準にある。フランスと比較すると、夫婦2人の給与所得者ではわが国の方が高いが、独身、夫婦のみの給与所得者ではほぼ同水準にある。したがって、課税最低限の水準については、ドイツ・フランスと類似していることがわかり、アメリカ・イギリスよりは高く、課税ベースが狭くなっているといえる。ただし、付加価値税率がドイツでは16%、フランスでは20.6%と、両国は課税ベースの広い消費課税への依存度が高いことに留意しておく必要がある。

以上、2度の税制改革による税率の引き下げと課税ベースの縮小の結果、わが国の所得税の実効税率は国際的にみて低水準となった(図3)。

所得税制の国際比較から、わが国の税制は、税率においては効率重視のアメリカ・イギリス型で、課税ベースについては分配重視のドイツ・フランス型であり、構造としてアンバランスが生じていることが明らかになった。これは、所得税負担の軽減を急ぐあまり、課税ベースを見直しつつ税率を引き下げるといった所得税改革の原則から逸脱した結果といえる。

21世紀初頭の所得税改革の課題

日本経済はここにきて回復力を強めているが、本格的な景気回復とともに、これまでの税制改革において先送りにされてきた課税ベースの抜本的見直しが急務といえる。このため、今後の税制改革においては課税最低限の引き下げが焦点になることが見込まれる。

今後、特に重視すべき構造的課題は人口構成の少子・高齢化への対応である。労働力人口が減少する中で活力ある経済社会を構築していくためにも、高齢者や女性の社会参加を促すインフラの整備が重要課題といえる。この点からは、高齢者や女性の就労意欲を阻害していると指摘されることの多い年金税制や配偶者控除のあり方に関する税制論議の高まりが期待される。

図2. 国際比較でみた課税最低限の水準

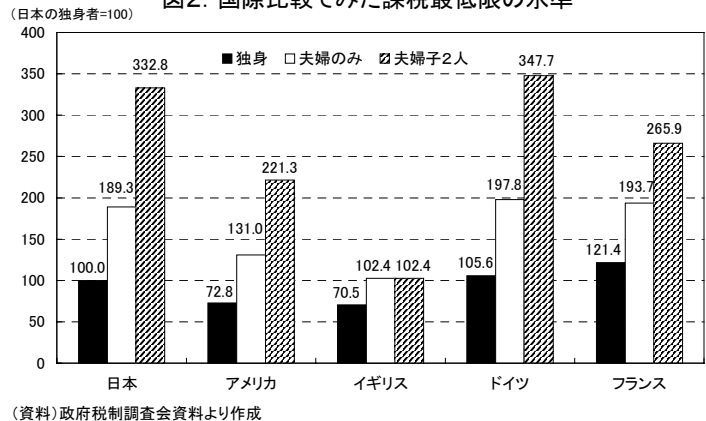


図3. 国際比較でみた所得税の実効税率

